

『船橋市南部清掃工場電力需給(単価契約)』の一般競争入札の実施について

地方自治法施行令第167条の6の規定により、一般競争入札を次のとおり実施する。本入札は、ちば電子調達システムにより行う。

なお、本入札の入札手続等は、『船橋市物品調達等一般競争入札実施要領』及び『船橋市電子調達システム運用基準(物品調達等)』に基づき実施する。

平成30年11月22日

船橋市長 松戸 徹
(公印省略)

記

案件番号及び案件名	D79	船橋市南部清掃工場電力需給(単価契約)
納入場所	船橋市潮見町38番 船橋市南部清掃工場	
納入期限	平成31年2月1日0時から平成32年3月31日24時まで	
案件内容	別紙仕様書のとおり	
予定価格	非公開	
本入札の参加者に必要な資格等		
資格区分	物品調達	
資格等	電気事業法第2条の2の登録を受けている者	
格付	Aランク	
納入実績	過去に国または地方公共団体と電力需給契約の履行実績があること	
その他	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年4月1日以降に、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第34条第4項の規定に基づき、同法第31条に規定する納付金が未納である旨の公表がなされた者でないこと。 船橋市南部清掃工場電気の調達に係る環境配慮契約実施要領第4条で定める項目について、同要領別表により算定した得点の合計が70点以上であること。 代表者が同一の法人にあっては、1つの法人のみでの参加を認める。 	
入札参加申請書受付締切日等	<p>【電子入札】</p> <p>電子入札システムにおいて、平成30年12月7日(金)午後5時00分までに下記必要書類を添付して申請すること。</p> <p>【紙入札】</p> <p>平成30年12月7日(金)午後5時00分(郵送の場合は、当日必着)までに下記必要書類に『紙入札届』を添えて、入札執行課窓口へ持参又は指定場所に郵送すること。</p> <p>【審査結果】</p> <p>平成30年12月7日(金)午後6時まで通知する。</p>	
競争参加資格確認申請書に添付する書類	<p>(1) 一般競争入札参加資格要件確認申請書(入札情報サービスに掲載している書式)</p> <p>(2) 資格を証明する書類</p> <p>(3) 実績を証明する書類(契約書・仕様書の写し)</p> <p>(4) 環境評価項目報告書(関係書類または図表を添付すること)</p>	
設計図書等に対する質問締切日等	<p>平成30年11月30日(金)正午まで</p> <p>質問があった場合の回答は、平成30年12月4日までに入札情報サービスに掲載する。</p>	
質問方法	<p>上記期間までに入札執行課へEメール又はFAXにて行うこと。</p> <p>【Eメールアドレス】 keiyaku@city.funabashi.lg.jp</p> <p>【FAX】 047-436-2184</p> <p>*E-mail、FAXともに契約課へ送信後、必ず電話により着信確認をすること。</p>	

入札期間	平成30年12月10日（月）午前 9時00分 から 平成30年12月13日（木）午後 5時00分 まで（郵送の場合は、当日必着）
開札日時及び場所	平成30年12月14日（金）午後 2時35分 船橋市役所6階入札室
入札保証金	免除する。ただし、期限までに契約を締結しないときは、落札金額の100分の5に相当する額の違約金を徴収する。
契約保証金	落札単価（税込）に仕様書等で定めた予定数量を乗じた額の総合計額の100分の10以上。ただし、過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有する場合には、納付を免除する。
支出区分	月払い
入札の取り止め等	①入札参加を認められた者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められたときは、当該入札参加者を参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。 ②入札者が1者である等により、競争性を確保することが困難であると判断した場合には、入札を取り止めることができる。 ③ちば電子調達システムに障害等やむを得ない事情が生じた場合は、入札の取り止め、又は開札日時等の延期を行うことができる。 また、すべての業者を紙での入札へ移行することができるものとする。 ④その他入札公告後、予測できない事情により入札の競争性、公平性、公正性を保つことが困難であると認められるときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることができる。
ICカードの名義人	本市入札参加資格審査を申請した代表者又は代理人（年間委任状にある受任者）とする。ただし、代理人は代表者のICカードを利用できるものとする。
申請書等の虚偽記載	提出された申請書等に明らかな虚偽があり、特に悪質と認められる場合には、船橋市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づき指名停止することができる。
入札参加資格審査結果への不服	入札参加資格の審査結果に不服がある者は、通知日から起算して閉庁日を除き3日以内に書面にて説明を求めることができる。説明を求められた場合には、受理した日から起算して閉庁日を除き3日以内に回答する。
契約書の縦覧	入札執行課窓口にて、平成30年12月13日まで公表する。
無効となる入札	『船橋市物品調達等一般競争入札実施要領』第17条に該当する入札
入札回数及び再度入札	2回（再度入札1回を含む） 再度入札における入札書受付締切日時は、開札日の翌開庁日の午後 4時00分までとし、開札は同日中に行う。 1回目の入札において、紙入札を行った者は、入札書受付締切日時までに入札書を入札執行課まで持参すること。 詳細については、1回目の開札日に送付する『再入札通知書』で確認すること。
入札金額	各項目の単価に仕様書等で定める予定数量を乗じた額の総合計額の税抜額とする。なお、各単価は、小数点第2位までとする。詳細は、入札金額内訳書を参照すること。
内訳書の添付	有 (1) 入札書の内訳書欄に入札金額に対応した入札金額内訳書を電子ファイルで添付すること。 (2) 入札金額内訳書の様式は、入札情報サービスに掲示している指定書式を用いること。提出しない場合又は指定書式を用いない場合には入札を無効とする。 (3) 入札金額と入札金額内訳書の合計金額が同一とならないときはその入札を無効とする。詳細は、入札金額内訳書の注意事項を参照すること。
開札方法	開札日時後に速やかにちば電子調達システムで行う。 紙入札業者がいる場合は、入札執行職員が、紙入札書を開封し、その内容をちば電子調達システムに登録後、電子入札書を一括開封し、開札を行うものとする。
入札の辞退	入札書受付締切日時までは、いつでも入札を辞退することができる。
開札への立ち会い	開札の立ち会いを希望する者は、『一般競争入札参加資格要件確認申請書』記載責任者欄で“希望する”とし、開札時間10分前までに入札執行課窓口へ来ること。

落札者の決定方法及び 契約金額	落札者の入札金額内訳書に記載の単価(税込)をもって契約する。
備考	本入札は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、発注者は契約の変更又は解除をすることができる。受注者は、契約の変更又は解除された場合に損害が生じたときは、その損害の賠償を請求することができる。
問い合わせ先	入札執行課 契約課 物品契約係 電話 047-436-2177